

(整理番号 637)

大阪地方最低賃金審議会
令和6年度第3回大阪府塗料製造業最低賃金専門部会
議事要旨

- 1 日 時 令和6年9月30日（月）
午後1時56分から同4時56分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公 益を代表する委員 3 名
労働者を代表する委員 3 名
使用者を代表する委員 3 名
- 4 議 事
大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
 - (1) 大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について、労使から以下の主張がなされた。
 - ・ 労働者を代表する委員からは、大阪府最低賃金との差別化、引上げによる影響率に差がないことから1,120円の提示があった。
 - ・ 使用者を代表する委員からは、塗料業界の春闘結果等を踏まえて1,115円の提示があった。
 - (2) 三者協議、個別協議の審議の結果、時間額1,120円、発効日令和6年12月1日とする旨、全会一致で議決し、大阪労働局長に対し答申が行われた。